

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	52 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	30 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間及び同年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで  
② 昭和44年4月から45年3月まで

私は夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は、私が必ず夫の分と一緒に納付していたので、申立期間について、夫が特例納付による納付済期間と記録されているにもかかわらず、私が未納とされていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の期間については、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和47年4月から61年3月までの168か月間は付加保険料を含めて納付するなど、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で払い出されており、その夫は、申立期間①については昭和54年6月15日に、申立期間②については55年4月16日に、それぞれ第3回特例納付により納付していることから、申立期間①及び②を合わせても24か月と比較的短期間であることを考え併せると、申立人も同じく特例納付したと考えることも不自然ではない。

さらに、申立人の夫は、当初、申立期間①については未納と記録されていたが、申立人の夫が所持する領収書及び特殊台帳の記載により、平成21年4月22日に社会保険事務所（当時）で納付済みに記録訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、同年8月から41年3月までの期間、47年4月から49年3月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和40年8月から41年3月まで  
③ 昭和47年4月から49年3月まで  
④ 昭和59年4月から同年6月まで

私は、昭和48年5月ごろにA区で国民年金の加入手続を行い、通常の国民年金保険料とは別に約10万円の保険料を納付した記憶があり、その後は、住所を移転するたびに保険料の未納が無いか確認して納付してきたはずなのに、申立期間が未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、申立人は、オンライン記録及び特殊台帳により、昭和40年4月から同年7月までの期間及び41年4月から46年9月までの期間の合計70か月の国民年金保険料を第2回特例納付により特例納付し、同年10月から47年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、年金を受給するために保険料をさかのぼって納付しようとする意識があったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年7月11日に払い出されており、その時点で、申立期間③については過年度納付及び現年度納付が可能であり、加入直後から未納にするとは考え難い上、申立人は、申立期間③直前の46年10月から47年3月までは過年度納付しており、申立期間③以降は長期間納付済みとなっている。

さらに、申立人が通常の保険料とは別に納付したと主張する金額は、特

殊台帳により特例納付及び過年度納付したことが確認できる期間に申立期間①、②及び③を合わせた期間の保険料を納付するのに必要な金額とおおむね符合しており、申立内容に不自然さは見当たらない。

2 申立期間④については、3か月と短期間であり、申立期間④の前後は長期にわたって納付済みとなっている。

また、申立期間④直後の昭和59年7月から同年9月までの期間については、オンライン記録により、平成4年10月7日に未納から納付済みに記録訂正されていることが確認でき、行政側の記録管理に不備がうかがえる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月及び同年3月

私は、昭和48年度の国民年金保険料を昭和48年4月9日に1年分前納しており、49年1月の保険料額変更に伴う差額保険料についても通知があれば必ず納付しているはずであり、申立期間がみなし免除期間になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和42年\*月に国民年金の被保険者資格を取得して以降、60歳になる前月の平成19年\*月まで、申立期間の差額保険料を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が所持している国民年金手帳で確認できる昭和45年度から48年度までの期間及び50年度から53年度までの期間は保険料を前納しており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間については、申立人が昭和48年度の保険料を前納したものの、年度途中の保険料額変更に伴いみなし免除期間とされたものであり、社会保険庁（当時）では市町村を通じ、対象者に追加納付すべき額等の通知を行うこととされていることから、申立人に対しても追加納付の通知が送付され、申立人は申立期間の差額保険料を納付する機会があったものと考えられる。

さらに、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記事欄には「差納」の記載があることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私が退職後、両親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を確実に支払ってくれた。まじめな両親で家や私の生活にこれといった変化もなく過ごしており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間を含め前後の期間においても申立人の住所や両親の生活にも変更は無く、申立期間のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする両親は、昭和 36 年から 60 歳までの保険料を完納しており、国民年金に対する意識は高かったものと考えられ、申立人及びその両親と同居していた申立人の兄の申立期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の両親は申立期間の保険料についても納付したものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 49 年 9 月まで

私が結婚して間もないころ、母が雑談で、母自身と私の国民年金保険料を納付したと話していた。申立期間が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたと申述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査によって、昭和 43 年 10 月に申立人の実家のある A 市において、氏名と生年月日が申立人と同一の手帳記号番号の払出しが確認できる上、同払出簿には 49 年 10 月に B 市 C 区に転出の旨が記載されており、申立人の婚姻月及び転出先住所と一致している。

また、この手帳記号番号の被保険者名簿及び被保険者台帳は保存されておらずオンライン記録にも収録されていないが、現在、申立人が所持する国民年金手帳の「被保険者になった日」が、当初の昭和 53 年 6 月 11 日から申立人が 20 歳になった 43 年\*月\*日に訂正され、D 市の訂正印が押されている。このことについて申立人は、D 市において 2 冊所持していた国民年金手帳のうち 1 冊は、手帳の「被保険者になった日」が訂正され、その際担当職員から 20 歳から納付していた旨の説明があり、1 冊は回収されたと申述しており、当時行政側の記録管理に誤りが発生した可能性もうかがわれる。

さらに、申立人は、申立人の母が母自身と申立人の保険料を納付したと話していたことを記憶しており、申立人の母の年金記録をみると国民年金加入期間のほとんどが納付済みとなっており、申立期間についても納付済みであ

ることから、申立人の保険料も一緒に納付したものと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月及び同年10月

私は会社を退職した後、すぐにA町役場で国民年金の加入手続きをし、後日郵送されてきた国民年金保険料の納付書により、同町役場の窓口で保険料を納付したのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、町役場で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付方法を詳細に記憶しているとともに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とほぼ一致しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行うなど、年金に対する意識及び納付意欲は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から49年3月まで  
② 昭和61年4月から平成2年10月まで

私は、昭和48年8月末に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、加入している間は妻が私の分と二人分の国民年金保険料を銀行で納付していた。領収書等は処分してしまったが、妻が納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の交付年月及び申立人の前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、申立人は、昭和49年7月に強制加入者として国民年金の加入手続をしていることが確認でき、その時点において申立期間①は国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間①以降申立期間②までの国民年金の加入期間はすべて保険料を納付済みである上、申立期間②後の期間においても確実に過年度納付を行っていることに加え、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、常に申立人と二人分の納付書を持って近くの銀行で納付していたと証言しており、当時は国民年金に対する関心も高かったと思われ、申立期間①が7か月と短期間であることを踏まえると申立期間①について納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳の記録欄から再取得の手続を行ったことが確認できるところ、申立期間②以降の保険料の納付の開始時期は平成4年12月からであり、以後順次、過年度で保険料を納付していることから、申立人が申立期間②の資格を再取得したのは同年11

月ごろと推認でき、その時点において申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、このほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 9 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間及び48年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで  
② 昭和48年4月から51年3月まで

私は昭和46年度分の国民年金保険料を前納した際に、昭和46年1月から同年3月までの分も合わせて納付した。また、48年4月から51年3月までのうち、49年4月から51年3月までは、申請免除となっていた記録が平成21年4月6日に未納に訂正されている。この期間の保険料は、当時のA銀行B支店で前納していた。行政側における記録管理の不手際は明らかであり、昭和46年1月から同年3月まで及び48年4月から51年3月までの保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、前納制度も利用するなど、納付意識の高さが認められる。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入時期は昭和46年4月ごろと推認でき、申立人の所持する国民年金手帳が同年4月23日に発行されていることとも符合し、この時点で申立期間は現年度納付が可能である上、当時、C県D郡E町では、加入時に保険料の納付が可能であったことを確認済みであり、申立内容に不自然さは無く、申立期間①は3か月と短期間であることを踏まえると、納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳により、婚姻により昭和46年5月\*日に強制加入から任意加入への種別変更を行って

いることが確認できるが、申立人の特殊台帳では強制加入のまま種別変更されていない上、任意加入期間は申請免除の対象とならないにもかかわらず、同特殊台帳には、49年4月から51年3月までの期間について申請免除と記録されており、行政側の記録管理に不手際が認められる（なお、当該申請免除記録は、平成21年4月6日に未納に記録訂正されている。）。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月から51年1月まで

私は、昭和48年8月にA社を退社し、同年9月に国民年金に再加入をして、姉と一緒に国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間当時、B市の実家で家事手伝いをしており、私と姉の保険料は、私のほかに姉又は母がその時々納付に行っていたところ、姉が納付済みとなっていて私が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き未納は無く、前納制度を利用するなど納付意識の高さが認められる。

また、申立人の姉は、自分自身と申立人の二人分の国民年金保険料を姉妹又は母のいずれかが、その都度納付していたと証言している上、申立人の姉は国民年金加入期間について保険料をすべて納付済みである。

さらに、口頭意見陳述において、昭和48年8月にA社の退職と同時に年金の必要性を感じ国民年金を継続しようと加入手続きをしたと供述していること、申立人等が納付したと主張する保険料額は、当時の保険料月額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月7日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を47年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年3月24日から41年2月5日まで  
② 昭和47年4月7日から同年5月1日まで

私は、昭和40年3月24日からA社C営業所に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が41年2月5日からとなっていることに納得がいかない。

また、昭和47年4月の1か月分が未加入ということになっているが、C営業所から同社本社に転勤した時期であり、被保険者期間が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、事業主が申立人に交付した退職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社C営業所に継続して勤務し（昭和47年5月1日に同社C営業所から同社本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和47年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事

務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間①については、申立人が氏名を挙げた元同僚3名の証言から、申立人が申立期間①において、A社C営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚3名のうち2名は、「当時、会社には試用期間があり、試用期間終了後に厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、当時、当該事業所では、従業員を一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、申立期間当時の人事記録等の関連資料が存在せず、申立人に係る厚生年金保険の届出や保険料納付については不明であると回答している上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和40年1月21日）及び資格取得日（41年7月15日）に係る記録を取り消し、申立期間に係る標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月21日から41年7月15日まで

私は、昭和39年3月27日にA社の本社で採用され、40年1月21日付けで同社のB工場に転勤して以降、42年2月28日に同社が倒産するまで同工場に勤務したが、厚生年金保険の加入記録を見ると、40年1月21日から41年7月15日までの期間が抜け落ちている。そのような欠落期間があるのはおかしいので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和40年1月21日に本社からB工場へ異動し、倒産するまで同工場に勤務したが、同工場の給与事務は本社で行っていて、同工場へ異動後も給与支給額は変わらなかった。」と主張しているところ、同じB工場に勤務していた元同僚も、「給与事務は本社で行っており、保険料の控除は異動に関係なく行われていたと思う。」と供述していることから、同社における給与事務は、本社で一元的に行われていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年1月から41年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和24年3月31日、資格喪失日は同年6月29日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年3月及び同年4月は3,900円、同年5月は8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年3月31日から同年6月29日まで  
② 昭和31年1月から35年2月まで

私のA社における厚生年金保険の記録が昭和24年3月31日で途切れているが、もう少し長く勤務していたはずである。

また、昭和31年1月から35年2月まで勤務していたB社はC県D局指定店であり、指定店の許認可を受けるために厚生年金保険へ加入していたはずであるので、申立期間についてそれぞれ厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社E営業所における厚生年金保険の被保険者記録については、昭和24年3月31日が資格喪失日とされていることがオンライン記録により確認できるところ、同社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日が3日相違する同姓同名の被保険者の記録が確認でき、当該被保険者の資格取得日は、24年3月31日、資格喪失日は同年6月29日と記載されていることが確認でき、申立期間①と一致する。

また、申立人は、申立期間当時、A社E営業所から同社本社F部に異動し、勤務場所はG区Hにあったと主張しているところ、当該場所で同社名での適用事業所は確認できないことから、上記の同姓同名の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の未統合の記録であると考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年6月29日

に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行い、申立人の給与から同期間に係る厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立期間①における標準報酬月額については、上記申立人と同姓同名のA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和24年3月及び同年4月は3,900円、同年5月は8,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間②については、元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和56年11月4日であり、申立期間②当時は適用事業所ではなかった。

また、当該事業所は昭和62年3月31日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立期間②当時の申立人の雇用実態が不明である上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月31日から同年8月2日まで

私は、A社に昭和31年3月1日に入社して以来、平成3年8月1日まで継続して勤務しており、会社に在籍していた在籍証明書を所持している。給与から厚生年金保険料は控除されており、申立期間のみが厚生年金保険に未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年8月2日に同社B営業所から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所に係る昭和47年6月の社会保険事務所（当時）の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散を理由に適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 8 月 5 日から 41 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 7 月 18 日まで  
④ 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

平成 20 年 4 月に、A 社会保険事務所（当時）で、私の厚生年金保険加入期間のうち、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。B 社での退職理由は、妊娠後の体調不良であり、昭和 43 年\* 月\* 日に長男を出産した後は育児や家事等に追われ脱退手当金の手続について考える余裕は無く、脱退手当金は絶対に受給していないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、昭和 43 年 9 月 3 日に支給されていることが確認できるが、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が支給日前に厚生年金保険に加入していた 5 事業所の被保険者期間のうち、申立期間②と③の間の 1 事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の 4 事業所の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人が申立期間④に勤務していた B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（原簿）の申立人欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が無い上、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年間に当該事業所において資格を喪失している者で、資格喪失時に脱退手

当金受給要件を満たしていた者は申立人を除き一人のみであるところ、その者には、脱退手当金の支給記録は無く、「退職時に事業主から脱退手当金に係る説明を受けた記憶は無い。」と供述している。

さらに、B社の元事業主は、退職予定者に対する脱退手当金に係る説明及び代理請求は行っていなかったと回答していることから、申立人の脱退手当金を事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和45年12月26日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月28日から47年7月1日まで

厚生年金保険の記録照会をしたところ、A社に勤務した期間のうち加入期間が1か月という回答であった。申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたと思うので厚生年金保険加入期間と認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所は、昭和45年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、その約2か月後の同年8月28日に事業廃止を理由として厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の記録が確認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿によれば、厚生年金保険被保険者7名全員の資格喪失の届出が行われたのは、適用事業所でなくなってから4か月後の昭和45年12月26日であり、事業主を含む全員の健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返還されていない旨の記録が確認できる。

また、申立人及び元同僚は、昭和45年8月28日以降も継続して勤務していたと述べており、同日において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和45年8月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該届出が行われた同年12月26日に訂正することが必要である。

また、昭和 45 年 8 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、申立人の A 社に係る同年 7 月の社会保険事務所の記録から 4 万 8,000 円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 45 年 12 月 26 日から 47 年 7 月 1 日までの期間については、申立人の元同僚 2 名の証言から申立人が、当該期間において A 社に勤務していたことは推認できるものの、45 年 12 月 26 日に同年 8 月 28 日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではない旨の届出が行われており、当時の事業主の所在は不明であるため、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 45 年 12 月 26 日から 47 年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和30年6月1日、資格喪失日を32年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30年6月から32年4月までは5,000円、同年5月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から32年6月1日まで

私は、昭和30年6月1日に学校の推薦でA社に就職し、32年5月31日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び申立人の所持するB大学C学部の同窓会会員名簿（昭和30年12月版）により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人が所持する昭和32年分の源泉徴収票により、申立人が同年1月から同年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する源泉徴収票の社会保険料控除額から、昭和30年6月から32年4月までは5,000円、同年5月は8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録してい

ない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年6月から32年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月16日から同年11月1日まで

私の厚生年金保険の記録では、A社において、昭和42年10月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月1日に資格を取得したとなっているが、私は、継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年11月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和42年10月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日、同社B支店における資格喪失日に係る記録を50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を43年3月は3万円、50年3月は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月31日から同年4月1日まで  
② 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

A社で、昭和43年3月分と50年3月分の給与明細書で厚生年金保険料が控除されているのに、それぞれの月の厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿、人事記録及び申立人が所持する給与明細書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年4月1日に同社本社から同社C支店に異動、50年4月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和43年3月は3万円、50年3月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年4月1日及び50年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを43年3月31日及び50年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が両日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年3月及び50年3月の保険料の納入の告知を

行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年8月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月は7,000円、同年9月から29年4月までは8,000円、29年5月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年8月7日から29年6月1日まで

私は昭和27年8月7日にA社に入社したのに、厚生年金保険の記録が29年6月からというのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の証言及び申立人から提出されたA社作成の書類（社員住所録）から判断すると、申立人は昭和27年8月7日から当該事業所に継続して勤務していたことが認められる上、申立人と同時期に入社し同じ部署に配属された元同僚3名は、厚生年金保険被保険者名簿によれば、入社と同時に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認でき、そのうち1名は、申立人と同じ仕事をしていたと証言していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に入社した元同僚の記録から、昭和27年8月は7,000円、同年9月から29年4月までは8,000円、29年5月は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主も既に他界しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年3月2日から33年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（28年3月2日）及び資格取得日（33年4月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を28年3月から29年4月までは8,000円、同年5月から33年3月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月26日から同年7月1日まで  
② 昭和28年3月2日から33年4月1日まで

私は、昭和26年3月にB事業所を開業し、26年3月から63年2月までA組合の職員に厚生年金保険料及び健康保険料を渡していたので、この間に空白は考えられない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、C健康保険組合の加入記録及び元同業者の証言により、申立人が昭和26年7月から申立期間を含む63年2月までB事業所(29年11月にD社に変更)を経営していたことが確認できる。

また、申立人は、A組合の職員が仕入代金の集金、厚生年金保険料及び健康保険料の徴収を行っていたと主張しているところ、当該組合の元職員は、「厚生年金保険料と健康保険料を一緒に集金し、前者は社会保険事務所(当時)に、後者は、C健康保険組合に納付していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料をA組合の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA組合に係る昭和26年7月及び33年4月の社会保険事務所の記録から、28年3月から29年4月までは8,000円、同年5月から33年3月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主も既に他界しているため確認することができないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年3月から33年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、複数の元同業者の証言から、申立人は、当該期間にB事業所としてE（職種）を営んでいたことは推認できる。

しかし、C健康保険組合が保管するA組合の健康保険被保険者名簿により、申立人は、昭和22年8月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年4月26日に資格を喪失していることが確認でき、A組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と符号する。

また、申立人が氏名を挙げた元同業者は、当該組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和26年4月26日に被保険者資格を喪失し、同年6月1日に資格を再取得していることが確認でき、申立人と同時期に被保険者資格を喪失している。

さらに、A組合は、平成15年5月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び集金担当者は既に他界しているため、申立期間①当時の厚生年金保険料控除の実態が不明である上、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 8 月に夫婦一緒に国民年金に加入し、20 歳になった 46 年\*月にさかのぼって、国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたと主張する申立人の妻は、昭和 52 年 8 月に国民年金に加入した直後から、申立人の 20 歳以降の未納保険料を数か月分ずつ、現年度保険料と一緒に銀行で納付したと申述しているが、第 3 回特例納付の実施期間は、53 年 7 月から 55 年 6 月までとなっている上、申立人の妻は、さかのぼって納付した回数及び納付総額について具体的に記憶しておらず、特例納付保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の妻は、昭和 57 年 11 月に転居した際、すぐに A 市役所で国民年金の住所変更手続を行ったと申述しているが、59 年 5 月に作成された B 区の納付状況リストにより、申立人夫婦が不在者（届け出られた住所に居住していない者）として扱われていることが確認できる上、60 年 7 月から同年 8 月ごろに、申立人の現在の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号が A 市で払い出されていることから、申立人夫婦が同市において同年 7 月より前に国民年金の手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人の妻は、銀行で保険料を納付していたと主張しているが、申立人の未納期間は、申立人が加入したと主張する昭和 52 年 8 月以降だけでも 92 か月に及んでおり、それほどの長期にわたって金融機関を通じて保険料を納付しながら、一度も納付の事実が記録されないとは考え難い。

加えて、申立期間のうち、昭和 52 年 8 月から 60 年 3 月までについては、

申立人の妻も未納である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年8月から60年3月まで

私は、昭和52年8月ごろにA区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、銀行で国民年金保険料を納付していた。57年11月に転居した際も、B市役所で国民年金の住所変更手続きを行い、保険料を納付していた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年8月に国民年金に加入した直後から夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、57年11月に転居した際も、すぐにB市役所で国民年金の住所変更手続きを行ったと主張しているが、59年5月に作成されたA区の納付状況リストにより、申立人夫婦が不在者（届け出られた住所に居住していない者）として扱われていることが確認できる上、60年7月から同年8月ごろに、申立人の現在の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号がB市で払い出されていることから、申立人夫婦が同市において同年7月より前に国民年金の手続きを行ったとは考え難い。

また、申立人は、銀行で保険料を納付していたと申述しているところ、申立期間は92か月に及んでおり、それほどの長期にわたって金融機関を通じて保険料を納付しながら、一度も納付の事実が記録されないとは考え難い。

さらに、申立人の夫も申立期間は未納である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から41年9月まで

私は、会社を辞めた後の昭和36年10月以降に、A県B市かC県D市の市役所で、100円の国民年金保険料で将来年金がもらえるのであれば、加入して保険料を納付したほうがよいと思い、国民年金に加入した。それなのに、申立期間が国民年金に加入していない記録となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、未加入期間であり国民年金保険料を納付することはできない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人が申立期間に居住していたB市、D市、E県F市及びG区における昭和36年10月から41年9月までの国民年金手帳記号番号の払出しを調査したが、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、申立人は、保険料の納付方法について、郵便局で印紙をはりスタンプを押してもらったと申述しているが、国民年金印紙は郵便局では取り扱えなかったことから、申述内容に不自然さが認められる。

さらに、申立人は、加入手続及び保険料納付についての記憶が明確ではない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

昭和46年5月の結婚と同時に国民年金への加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を区役所から送付された納付書で3か月ごとに金融機関で納付していた。47年4月から49年3月までの期間について、夫は納付済みとなっているのに、私が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年5月の結婚と同時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年1月7日に社会保険事務所（当時）からA区に払い出されていることから、払出日の時点で、申立期間のうち48年9月以前は、時効により保険料を納付することはできない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、別の手帳記号番号の払い出しは確認できない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月及び同年3月

私は、申立期間の国民年金保険料の領収書を所持しており、申立期間は厚生年金保険の加入期間と重複しているが、国民年金保険料の還付を受けた覚えが無いので重複納付した保険料を還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を所持しているものの、申立人の当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が作成した還付整理簿により、申立期間の保険料は、昭和57年6月25日に還付が決定され、同年7月28日に支払済みであることが確認でき、記載されている住所、氏名、還付金額、還付事由等に誤りはなく、当該記載内容に不合理な点は見られない。

また、申立人の特殊台帳には、昭和57年2月及び3月の欄に「還」の押印があり、還付期間、還付金額及び還付決定年月が還付整理簿のとおり記載されており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の還付決定が行われた昭和57年6月の時点では、充当されるべき納付可能な未納期間は無く、申立期間は厚生年金保険の加入期間であることから、誤還付と認められる事情は見当たらず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 60 年 3 月まで

昭和 50 年 1 月に結婚をした後、私の夫が市役所に電話で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は市から送られてきた納付書で店に出入りの信用金庫の行員か納税組合を通じて、夫が夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の夫の保険料は納付済みとなっているのに私の保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 1 月ごろ、申立人の夫が市役所に電話で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、60 年 10 月に職権適用により払い出されたことが市の被保険者名簿から確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより縦覧調査したが、申立人が別の手帳記号番号で国民年金に加入したことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和 60 年 10 月に払い出されていることから、58 年 6 月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、申立人の被保険者台帳から 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料は 60 年 12 月に一括して納付されたことが確認でき、申立人が同年 3 月以前の保険料をさかのぼって納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から平成 2 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から平成 2 年 1 月まで  
結婚後、私の夫が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、私が遅れることはあっても滞ることなく信用金庫か農協で定期的に納付していたのに、未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料を遅れることはあっても滞ることなく納付していたと主張しているところ、平成 4 年 3 月に行われている申立人の夫と市年金課担当者との年金の受給資格期間に係る打ち合わせの記録では、「平成 2 年 2 月及び 3 月の保険料は時効ではなく、4 年 3 月中に納めるように」との記載があり、被保険者台帳で 2 年 2 月及び 3 月の保険料が 4 年 3 月 16 日に収納されたことが確認でき、打ち合わせ記録は信憑性<sup>びよう</sup>が高いことが確認できることから、2 年 1 月以前の保険料は時効により納付することができなかつたものとするのが自然である。

また、申立期間は 57 か月と長期間であり、申立人の夫の保険料も同期間が未納となっていることから、申立期間の保険料を納付していなかつたと考えても特段不自然さはない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2134 (事案 650 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月まで  
当初の判断後、新たな資料は見つからないが、申立期間当時勤務していた事業所を営む叔父夫婦が国民年金保険料を納付してくれただけなので、再審議願いたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人への国民年金手帳記号番号の払出しが申立期間より後の平成 2 年 4 月以降であること、当該事業主夫妻の子及び事業所の経理担当者とも、申立人の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付については関知していないと証言していることから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料が無いにもかかわらず、申立期間当時勤務していた事業所を営む叔父夫婦が、申立期間の保険料を納付してくれただけとの主張を繰り返しているが、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から61年3月まで

私は、昭和53年9月に国民年金に任意加入した。当時主婦であった私は、夫の給料から毎月天引きされていた年金（第3号被保険者扱い）として国民年金保険料を納付していた。57年7月1日に資格喪失した記録になっているが、申立期間当時、夫は厚生年金保険のある会社に勤務しており、第3号被保険者の私の年金も納付されていたと思う。申立期間は、保険料を納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、第3号被保険者として、申立人の夫の給料から天引きされて国民年金保険料を納付していたと申述しているが、自分で保険料を納付していたこともあったとも申述しており、保険料の納付状況について申立内容を特定することができない上、第3号被保険者制度は、申立期間当時はまだ導入されていなかったことから、申立内容には矛盾が見受けられる。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和53年9月29日に国民年金に任意加入し、57年7月1日に資格喪失したことが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から57年2月までの期間及び同年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年1月から57年2月まで  
② 昭和57年12月から61年3月まで

申立期間については、出産のため会社を退職したため、夫が昭和49年1月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、その後私が金融機関で国民年金保険料を納付していたのに未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和49年1月に国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金の加入記録は、56年10月28日にA市へ払い出された国民年金手帳記号番号の一つでの57年3月から同年11月までの期間の任意加入記録と、61年3月7日にA市へ払い出された国民年金手帳記号番号の一つでの同年4月以降の加入記録のみで、氏名検索及び48年12月から63年3月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査においても、これら二つの番号以外にさらに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私は、夫の勧めにより、A銀行B支店の窓口で国民年金保険料の口座振替の手続をして、昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料を納付した。私の国民年金の記録が未加入期間とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、昭和58年4月20日に任意資格喪失、61年4月1日に第3号被保険者資格取得と記載されており、C市の被保険者名簿の記録とが一致していることから、申立期間は、未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認できる。

また、申立人は、口座振替により保険料を納付したと主張しているが、上記被保険者名簿の口座振替開始欄には何ら記載が無く、ほかに口座振替を開始したことをうかがわせる形跡も無いことから口座振替の事実を確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年2月まで

申立期間については、A区に住んでいるときにB事業所の派遣でC（職種）をやっていたが、派遣先の社員が国民年金の加入手続を行ってくれて、私の給料袋の中から国民年金保険料を抜き、もう一人の同僚の分と一緒に払いに行ってくれていたのに、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に住んでいるときに国民年金に加入していたと主張しているが、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたとする派遣先の社員及び一緒に保険料を納付してもらっていたとする元同僚はいずれも所在が不明であり、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について証言を得ることはできない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 48 年 2 月まで

昭和 47 年 11 月ごろ、父が私の国民年金の加入手続をしてくれ、私の国民年金保険料は 5 年半分さかのぼって一括納付し、父の保険料は 46 年ごろ 10 年分さかのぼって一括納付したと父から聞いた。その後の保険料は自分で支払って、支払困難なときは免除申請した。父が一括納付してくれ、また自分が納めていた 42 年 5 月から 48 年 2 月までが未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 11 月ごろ、父が 5 年半（66 か月）分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、この時期は、第 1 回特例納付実施期間（昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで）経過後である上、申立人の国民年金手帳記号番号の 43 番前の任意加入者の加入時期から、申立人は国民年金への加入手続を 48 年 3 月ごろに行ったものと推認でき、同時点においても特例納付は実施されておらず、2 年を超えて一括納付することはできない。

また、申立期間について、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月及び同年3月

平成8年2月に会社を退職し、求職期間中に妻とA市役所に行き、国民年金への切替手続を夫婦二人できちんに行ったはずであり、申立期間が、妻は国民年金に加入して納付となっているのに、私の記録が未加入となっているのは市役所のミスとしか思えず、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失するごとに、求職期間中に申立人の妻と一緒に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立期間と同様に厚生年金保険の間の期間に挟まれた平成10年9月から同年10月までの期間については、オンライン記録より、申立人が再就職した後の同年11月25日に申立人とその妻に対して資格取得勧奨が行われ、申立人は11年2月23日に、その妻は同年3月25日に、それぞれ保険料を納付していることが確認できることから、必ずしも求職期間中に申立人とその妻は一緒に加入手続を行い、一緒に納付していたとする事情はうかがえない。

また、申立人が所持する年金手帳の記載により、申立人は、平成7年1月9日に国民年金の被保険者資格を喪失した後は、10年9月1日に再取得するまで国民年金の加入手続を行った形跡は無く、オンライン記録とも一致し、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 39 年 6 月まで

昭和 37 年 5 月に会社を退職し、厚生年金保険の資格喪失の同時に関与に役場に行き、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間は国民年金の加入手続を行ってすぐの期間であり、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の発行日（昭和 41 年 4 月 14 日）及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 41 年 4 月ごろと推認でき、同時点で申立期間のうち、38 年 12 月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない上、A 県 B 市が保管していた申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る 39 年 6 月以前の欄に「時効」と記載されている。

また、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月まで

夫の会社退職を契機に、私と夫は、昭和 39 年 6 月に A 市役所で一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、国民年金制度開設時にさかのぼって納付した方が良いと言われ、送付されてきた納付書で、夫が A 市役所で納付してくれた。申立期間が未加入とされていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 41 年 5 月 18 日に加入手続を行ったことが推認でき、氏名検索及び申立期間に係る個人別手帳記号番号払出管理簿の縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月までの期間において申立人の夫は、厚生年金保険被保険者で、申立人は、任意加入となるころ、制度上、任意未加入期間はさかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が昭和 36 年分までの保険料をさかのぼって納付したとする昭和 39 年ごろは、特例納付制度はなく、同制度によって保険料を納付することもできない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年4月まで

私は、昭和47年に母から勧められて国民年金に加入し、姉は翌年の48年に加入した。当時は付加年金制度があり、3か月ごとに付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。その後、50年5月にA市Bから同市Cに転居後も継続して保険料を納付してきたのに、申立期間が未加入となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の記載により、申立人は昭和50年5月31日に国民年金に任意加入していることが確認でき、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は国民年金の任意加入の対象者であり、制度上、任意未加入期間は、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案2144 (事案503の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで  
当初の判断後、新たな資料は見つからないが、申立期間の国民年金保険料を、A区役所B出張所で、私の妻が納付しているはずなので、再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したと主張するその妻の国民年金保険料収納記録も、昭和36年5月(その妻は16年\*月\*日生まれ)から40年3月まで未納となっていることから、申立期間には、時効により保険料を納付できない期間が含まれていることから、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月27日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、昭和41年1月に、A区役所B出張所で、その妻が申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その妻の口頭意見陳述においても、申立人の主張を認めるに足る事実は確認できず、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案2145 (事案504の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から40年3月まで  
当初の判断後、新たな資料は見つからないが、A区役所B出張所で、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずなので、再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したと主張するその夫の国民年金保険料収納記録も、昭和36年4月から40年3月まで未納となっていること、申立期間には、時効により保険料を納付できない期間が含まれていることから、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月27日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、昭和41年1月に、A区役所B出張所で、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、口頭意見陳述においても、申立人の主張を認めるに足る事実は確認できず、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで  
A県で両親と兄夫婦と暮らしていた時に、家族で国民年金に加入し、昭和36年から40年まで母が国民年金保険料を納付していたのに、未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B郡C町で家族と一緒に国民年金に加入したと主張しているところ、申立人は、昭和35年11月にその兄夫婦と連番で加入していることが確認できる。

しかし、申立人は昭和36年4月から41年3月までその母が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、36年2月にC町の別住所に転居している上、C町の国民年金被保険者名簿において、転居後の住所についての変更届が行われていないことが確認できる。

また、C町の国民年金被保険者名簿に「D（地名） 37、2」のメモ書きがあること、及び同姓同名で生年月日が同一の厚生年金保険加入記録（昭和37年3月16日から同年7月30日まで）があり、申立人は、同時期にD（地名）にいて勤め先を転々としていたことを認めていることを考え併せると、当該厚生年金保険の加入記録は申立人のものである可能性が高く、申立期間について申立人の母がA県B郡C町において申立人の保険料を納めていたとは考え難い。

さらに、申立人の保険料を納付したとする母は既に他界し、申立人の兄については申立人自身が電話照会を拒否している状況で、申立人は納付に直接関与していないことから、納付の実態は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、

ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年8月まで

昭和57年7月にA(地名)に帰郷した際、離婚した私の年金のことを心配した長兄から、さかのぼって国民年金の未納期間の保険料を払うようにと20万円を受け取った。B(地名)に戻り、C区D出張所で、未払いの分に充ててくださいと申し出て、その20万円で未払い分の50か月分を一括して納付したはずなのに、38か月分しか納付済みとされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年7月に行われた母の法要で帰郷した際に、長兄から融通された20万円で50か月分の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、その時点で、第3回特例納付の実施期間(53年7月から55年6月まで)を過ぎているため、特例納付することはできない。

また、「附則4条の納付者リスト」により、申立人は、申立期間直前の昭和43年7月から46年8月までの38か月を、54年11月ごろに第3回目の特例納付制度を利用して特例納付していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立期間後にも未納期間がある上、申立期間について特例納付したことを示す関連資料は無く、特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から40年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 40 年 6 月まで  
個人で事業を始めることになり、亡くなった父が昭和 39 年 5 月ごろ、父と私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。同年 5 月から 40 年 6 月までが未納となっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 9 月 10 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された国民年手帳記号番号の一つであり、払出年月日と申立人の後の任意加入者の加入時期から、申立人は同年 9 月ごろ国民年金への加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳及び特殊台帳の記載から、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 44 年 2 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を初めて取得していることが確認でき、同時点で、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 39 年 5 月ごろ、父と自分が一緒に国民年金に加入したと主張しているが、その父は明治 35 年生まれであるため国民年金加入対象外で、昭和 27 年 9 月から申立期間を含む 42 年 8 月まで厚生年金保険に加入しており、申立内容に記憶違いが認められる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から32年12月まで  
私は、A市に所在したB社に高校の紹介で入社し、勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A市に所在したB社に勤務していたと主張しており、申立人が卒業したC高等学校でも同校に保管されているメモに「B社 決定」と書かれていることから、申立人が高校卒業後に当該事業所に勤務したことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、商業登記においても確認できない。

また、申立人が記憶している当該事業所の事業主は、連絡先が不明であり、ほかに元同僚等についての記憶も無いことから、申立人の当時の勤務実態が不明である上、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、当該事業所と名称が類似しているD（地名）のE社（申立人が記憶する事業主とは異なる）は昭和26年1月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において、申立人の氏名の記載は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から47年7月まで

私は、A社に正社員として勤務し、健康保険被保険者証をもらっていたので、厚生年金保険にも加入していたと思う。記録の調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「昭和46年9月1日現在」と記載されている申立人の履歴書、事業主の供述及び同僚証言から、勤務期間は明らかでないものの、申立人が当該事業所に社員として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、社会保険事務手を担当していた元同僚は、「社長は給与関係については素人だったので、給与を渡すだけで給与明細は無く、会計事務所からは、保険料をしっかりと控除するようと言われていた。」と供述しており、申立期間における厚生年金保険料の控除実態は不明である。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月から28年5月まで  
② 昭和29年7月から31年5月まで

私は、昭和26年5月から28年5月までA社に勤めたが、その厚生年金保険の加入記録が無い。また、B社には29年7月から勤めたが、その厚生年金保険の加入記録は31年5月からになっている。どちらも勤めていた期間がきちんと厚生年金保険の加入期間に反映していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年4月1日であり、申立期間の大半は適用事業所でない上、申立期間の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、申立人は、当該事業所に同時期に入社した同僚の氏名を挙げているが、その者の氏名も上記被保険者名簿には記載されていない。

さらに、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており事業主から当時の事情を確認することができない上、上記名簿に記載された者の連絡先が判明せず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、元同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の被保険者台帳の記号番号は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、昭和31年5月18日にB社に払い出されていることが確認できる上、同被保険者証には、初めて資格を取得した年月日が同年5月15日と記載されており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とも符合する。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案1596

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年から38年まで

私は、A区に所在したB社に勤務していたが、その期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A区に所在したB社に勤務していたと主張しているが、当該事業所名での厚生年金保険の適用事業所を確認することができない上、申立事業所と名称が類似しているC社は、平成3年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所でない。

また、申立人は、B社の事業主及び元同僚についての記憶が無く、商業登記簿でも当該事業所の存在を確認できないことから、事業主等から申立人の勤務実態について供述を得ることができない上、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から同年 11 月まで

私は、昭和 44 年 1 月から同年 11 月ごろまで、A社にB（職種）として正式に採用され勤務していた。厚生年金保険料も控除されていると思うので申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと主張しているところ、当該事業所から提出のあった申立人の労働者名簿により昭和 44 年 4 月 22 日から同年 10 月 25 日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、「当時、2、3 か月で辞める人が多く定着率が低いので、採用後しばらくは厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、元同僚二人は、「社会保険にすぐに入れてくれず、見習い期間があつて、社会保険の加入は後からだつた。」と供述していることから、当時、当該事業所では、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、当該事業所に係る被保険者原票照会回答票の申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号は連続しており欠番は無い上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月から30年7月まで

私は、A社を退社した後、B社に人員募集を見て入社した。C（職種）の助手として勤務し、D（業務）をしていたので、厚生年金保険被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、勤務期間は明らかでないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚は、「B社は、当時、C（職種）は見習い期間が3年くらいあり、その後正社員になった。」と供述しており、当該事業所では、C（職種）について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえることから、C（職種）助手についてもこれに準じた取扱いが行われていたものと推認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番は無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月22日から同年12月1日まで  
私がA社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、確認してほしい。勤務していた時に写した写真もあるので、勤務していたことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び同僚証言から、勤務期間は明らかでないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に勤務し、申立期間とほぼ同時期に厚生年金保険の加入記録のある元従業員二人は、当該事業所に勤務する以前に勤務していた事業所を退職後、すぐに当該事業所に勤務したと供述しているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、前事業所の資格喪失日から一人は約6か月後、他の一人は約10か月後となっており、当該事業所では入社後すぐには資格取得手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社の現在の事業主（昭和45年に就任）は、当時の関係資料が無いことから、申立期間における雇用実態については不明としており、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 10 月 20 日まで  
私は、申立期間にA事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であると思っていたが、被保険者となっていない。調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB県C市にあったA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、商業登記簿においても確認できない。

また、申立人は、昭和 46 年 10 月から 47 年 6 月までのA事業所は事業主及びその妻を含む従業員 4 人の 5 人体制であったと供述しているが、A事業所が個人事業所の場合、事業主は健康保険及び厚生年金保険に加入することができないので、適用事業所としての要件（従業員 5 人以上）を満たさず、当該期間は厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったこととなる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶していたA事業所の事業主及びその妻は、申立期間において、国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、上記事業主とは連絡が取れず、賃金台帳等の関係資料の所在が不明であることから、申立人の当時の勤務実態については確認することができない上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 10 月 2 日から同年 12 月 1 日まで

私は、平成 18 年 10 月に A 社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 12 月 1 日になっていた。面接時には入社日から健康保険及び厚生年金保険に加入すると聞いており、求人票にもその旨書いてあったので、資格取得日を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び A 社が保管する「B（資料名）」から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除しておらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成 18 年 12 月 1 日であると回答しており、同社から提出された賃金台帳によれば、申立人の給与から申立期間に係る保険料が控除されていないことが確認できる上、申立人が居住している C 市交付の「平成 19 年度市県民税証明書」に記載されている社会保険料控除額は、当該事業所の 18 年分賃金台帳における社会保険料控除額と申立人が同年中に納付した国民年金保険料額との合算額に一致していることが確認できる。

また、社会保険事務所（当時）が保管する当該事業所の申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」の資格取得日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 47 年 8 月 1 日まで  
私は、昭和 42 年 3 月から 49 年 3 月まで継続して A 社に勤務したのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 3 月から 49 年 3 月まで継続して A 社に勤務していたので、申立期間においても当該事業所で厚生年金保険に加入していたと主張しているが、43 年 7 月 1 日に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している元同僚は、「43 年に B 市で C 事業所が開店した際、申立人は、従業員として勤務していた。当時、同店で勤務していたのは申立人と私の二人だけだったので厚生年金保険に加入することができず、申立人に自分で国民年金に加入するよう話した。申立期間当時は、個人商店であった。」と証言しており、申立人は C 事業所に移籍したと考えられるところ、当該事業所はオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 42 年 3 月 1 日に資格を取得し、43 年 8 月 1 日に資格を喪失後、4 年後の 47 年 8 月 1 日に当該事業所において再度資格を取得していることが確認できる上、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立期間当時の A 社の事業主は既に他界しており、勤務の実態を確認することができない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月 28 日から 33 年 12 月 29 日まで  
私は、申立期間中、A社B工場に勤務して厚生年金保険に加入していたが、当該期間に係る脱退手当金を昭和 34 年 3 月 26 日に支給していると社会保険事務所（当時）で説明を受けた。退職直後に結婚し、実家から新居に引越しもしたので、脱退手当金を請求する時間は無く、受給した記憶も無いので再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 12 月 29 日の前後 2 年以内に資格喪失し、退職時に脱退手当金の受給資格を有していた 37 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、35 人に支給記録が確認でき、その全員の脱退手当金の支給決定が資格喪失後約 4 か月以内になされているとともに、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、昭和 34 年 1 月 28 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できる上、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の 34 年 3 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 41 年 9 月 27 日まで

私は、申立期間はA県B市のC社D工場に勤務し厚生年金保険に加入していたが、当該期間に係る脱退手当金を昭和 42 年 1 月 23 日に支給していると社会保険事務所（当時）で説明を受けた。退職直後に結婚し、41 年 10 月にはE区の新居へ引越していたので、脱退手当金を請求する時間は無かったし、受給した記憶もないので再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたC社D工場の厚生年金保険被保険者名簿において申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 9 月 27 日の前後 2 年以内に資格喪失し、退職時に脱退手当金の受給資格を有していた 11 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 人に支給記録が確認でき、その全員の脱退手当金の支給決定が資格喪失後 6 か月以内になされている上、そのうち連絡先の把握できた 2 人は事業所を介して脱退手当金を受給したと供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 1 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで  
オンライン記録では、私の厚生年金保険はA社B支店（現在は、C社）で昭和 45 年 8 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得、62 年 10 月 21 日に資格を喪失となっているが、同年 10 月に当該事業所を退職するときに、年金で損にならないようにすると人事担当者から言われたので、私は同年 10 月 20 日に退職することに同意したのであり、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は退職当時、A社B支店の人事担当者から、「年金で損にならないようにする。」と言われたと主張しているが、昭和 62 年 10 月 20 日に退職することに同意したと説明しており、申立期間の勤務実態は確認できない。

また、雇用保険の加入記録及び事業所保管の社会保険被保険者台帳から申立人は昭和 62 年 10 月 20 日付けでA社B支店を退職したことが確認できるところ、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は同年 10 月 21 日であると認められ、申立人の主張する同年 10 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 55 年 10 月まで

私は、A社において、会社設立時の昭和 52 年 4 月から 55 年 10 月までの 3 年ぐらい勤務し、厚生年金保険料を毎月の給与から引かれ、厚生年金保険に加入していたはずであるが、その期間が未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本から、申立人がA社の設立時の昭和 52 年 4 月 8 日に取締役であったことが確認でき、雇用保険の加入記録から、申立人が、同年 6 月 1 日から 55 年 10 月 31 日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、当該事業所の商業登記簿謄本に記載されている事業主、役員及び申立人の記憶している同僚は、既に他界している又は連絡が取れないことから、申立期間当時の社会保険の適用に係る証言が得られない上、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月から 39 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 1 月から同年 12 月まで

私は、昭和 38 年 9 月から 39 年 5 月まで A 県 B 市に所在した C 社 D 支店に、また、40 年 1 月から同年 12 月まで E 区に所在した同社 F 支店に勤務し、それぞれ厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、C 社 D 支店及び同社 F 支店に勤務していたとしており、当該期間の勤務状況を具体的に記憶しているが、当該両事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記簿においても確認できない。

また、申立人が当時勤務していたとする C 社と類似名称の G 社（現在は、H 社）本社に照会したところ、「申立期間当時、B 市 D 及び E 区 F には、支店及び営業所は設置されていなかった。」と回答しており、両支店の存在は、確認できなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時の両支店に係る上司及び同僚の正確な氏名及び連絡先を覚えていないため、勤務していたとされる事業所の特定ができない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付により納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において C 社 D 支店及び同社 F 支店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月8日から25年12月1日まで

私の亡父は、生前にA社（現在は、B社）における勤務年数と厚生年金保険被保険者期間に違いがあると家族に訴えていた。そんなことはないと思っていたところ、昭和22年4月入社し、社業の発展に寄与したとの記述のある表彰状が見付かった。正社員であれば入社時から厚生年金保険に加入していたはずなので納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している20年勤続表彰状及びB社が保存している「失業保険法改正に伴う届出に対する通知書」から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社が保管している申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届出の資格取得日は昭和25年12月1日となっている上、当該事業所保管の機関誌に申立人と同日に20年勤続表彰をされたことが記載されている元同僚二人の厚生年金保険被保険者資格取得もそれぞれ24年5月1日、25年12月1日となっており、勤務期間と厚生年金保険被保険者期間とが一致していないことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者番号の払出しは、申立人の当該事業所における資格取得時と同じ昭和25年12月1日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は死亡しており、申立人と同日に20年勤続表彰された元同僚二人も死亡又は所在不明であることから、申立期間当時の勤務実態は不明であり、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、平成 13 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの 7 か月間、A 区の B 社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、その加入記録が入社時にさかのぼって取り消されている。当時の給与明細一覧や健康保険資格喪失証明書を持っているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細一覧から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められる。

しかし、社会保険事務所（当時）は、申立人などの関係者は当該事業所に使用される者とは認められないとして、平成 13 年 11 月 30 日付けで、申立人の厚生年金保険の被保険者資格を、その取得日である同年 5 月 1 日にさかのぼって取り消す処分を行っていることが確認でき、当該処分に不合理な点はみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、平成 13 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの 7 か月間、A 区の B 社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、その加入記録が入社時にさかのぼって取り消されている。当時の給与明細一覧を持っているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細一覧から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められる。

しかし、社会保険事務所（当時）は、申立人などの関係者は当該事業所に使用される者とは認められないとして、平成 13 年 11 月 30 日付けで、申立人の厚生年金保険の被保険者資格を、その取得日である同年 5 月 1 日にさかのぼって取り消す処分を行っていることが確認でき、当該処分に不合理な点はみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 57 年 6 月 1 日まで  
私が A 事業所に勤めていた昭和 45 年 5 月から 57 年 5 月までの厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち昭和 55 年 5 月 1 日から A 事業所に勤めていたことは確認できる。

しかしながら、A 事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できないところ、元事業所副所長は昭和 36 年 4 月から 60 歳になる申立期間中の 53 年\*月まで、また元同僚（元所長の息子の妻）は申立期間中の 47 年 10 月から 60 歳になる平成 19 年\*月まで、共に国民年金に加入し国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

また、A 事業所の経理を担当していた元所長は既に他界し、同事業所は平成 10 年に閉所しており、関係資料は廃棄されていることから、申立人の勤務実態は不明である上、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から37年5月1日まで

私は、昭和34年4月からA高校の定時制へ通いながら38年3月に同校を卒業するまでの約4年間、B社（現在は、C社）に勤めていた。先日、同事業所での厚生年金保険の加入記録が10か月分見付かったが、私は同事業所で4年間ぐらい働いていたので、10か月というのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出のあった従業員名簿により、申立人は昭和34年12月9日から38年3月30日までB社D事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「私が入社したのは昭和31年ごろであったが、厚生年金保険に加入したのは34年1月だった。」と供述している上、申立期間に入社した複数の元同僚も入社後、数か月から数年後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、当時、当該事業所では、入社後すぐに厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたことがうかがえる。

また、当該事業所は、「当時の賃金台帳等の関係資料が無いため、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である。」としている上、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月14日から33年8月31日まで  
私は、A事業所（現在は、B事業所）に昭和28年7月から33年8月まで勤務したが、厚生年金保険の記録が1年分しかないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に昭和29年8月14日以降も勤務していたと主張しているが、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、申立人が同年8月14日に解雇を理由として資格喪失したことが確認でき、これは当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、申立人の申立期間における勤務を確認できる資料が無く、申立期間当時の勤務実態は不明である旨回答しており、申立人が名前を挙げた元同僚は、姓のみで所在を確認することができないため、申立期間における申立人の勤務状況についての証言を得ることができず、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 9 日から 52 年 10 月まで  
私は、昭和 50 年 10 月にA社を退職したことになるが、48 年 10 月生まれの子供が仕事場に遊びに来たときの写真を見ると、身長、足の大きさ及び体の動き等からして2歳時のものとは考えられず、3歳半くらいの子のときの写真と思われる。したがって、52 年 10 月まで勤務していたと思うので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 50 年 11 月 9 日以降も勤務したと主張しているが、同社の事業主は、「当時の資料は無いが、公共職業安定所に確認したところ、申立人に係る雇用保険の資格喪失届が、昭和 50 年 11 月 8 日付けで提出されているとのことであり、同年 11 月 9 日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出をしたと考えられる。」と回答している。

また、雇用保険の加入記録において、申立人の離職日は、昭和 50 年 11 月 8 日となっており、オンライン記録と符合する上、離職に伴い離職票が交付され、支給番号が発行されていることが確認できることから、申立人が求職者給付等の手続を行ったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月1日から45年10月1日まで  
私は、昭和37年にA社に入社し、B県C市DのE工場にF（職種）として勤務し、58年に退社するまで継続して勤務した。この間、C市Gの本工場への転勤などもあったが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、43年11月1日から45年10月1日まで加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の提出した永年勤続表彰状及び元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和37年6月1日にH社（整理記号：I）で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、A社E工場（整理記号：J）への名称変更を経て、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった43年11月1日にいったん資格を喪失し、申立期間を挟んで、45年10月1日にK社（整理記号：L）で資格を再取得していることが確認できる上、K社（整理記号：L）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、A社E工場（整理記号：J）は、昭和43年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当該事業所に係る上記被保険者原票において、整理番号\*番から\*番までの被保険者（申立人はこの間の\*番）の異動状況を見ると、申立人と同様に、被保険者資格を喪失した後すぐに資格を再取得せず、未加入期間を経て、K社（整理記号：L）で

再取得した者が6人確認できる。

さらに、K社は、商業登記により、平成元年12月4日に職権で解散していることが確認でき、当時の事業主は既に他界しており、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から21年5月まで

私は、昭和18年に学校を卒業してA事業所にB（職種）として勤務し、同年4月ごろからC事業所に派遣され、終戦処理業務終了の21年5月ごろまで働いていたが、当該期間が厚生年金保険の記録となっていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する当時の多数の写真により、勤務期間は明らかでないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番は無い。

また、A事業所は、昭和20年\*月\*日の空襲で被災して、多くの資料を焼失しており、「現存する当時の人事記録及び異動辞令等において、申立期間における申立人の在籍について確認できない。」と回答している上、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚から申立人の勤務状況についての証言を得られず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月20日から5年10月1日まで  
② 平成6年6月9日から7年8月15日まで

私は、平成3年5月20日から9年5月15日まで A社（現在は、B社C工場）に勤務したが、申立期間①及び申立期間②（65歳まで）の厚生年金保険の記録が欠落しているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社C工場が保管する申立人に係る給与支払報告書により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社C工場は、「申立人は、パート雇用契約で、申立期間については、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、当時、元同僚は、「申立人から入社時に給料の手取りを減らしたくないので、厚生年金保険に加入したくないと言われた。」と供述している上、申立人が当該事業所の一部期間において厚生年金保険の加入記録があることについて、「社会保険事務所（当時）による厚生年金保険の調査があり、申立人は厚生年金保険の加入対象であるとの指摘を受けて、平成5年10月から6年5月までの8か月分の厚生年金保険料を遡及して納付した。」と供述しており、オンライン記録と符合する。

さらに、当該事業所が保管する申立人に係る平成6年及び7年の賃金台帳により、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間に対応した8か月分のみ厚生年金保険料を控除（実際には、6年8月から7年3月までの給与から控除）されていることが確認できる。

なお、申立人は平成3年分から7年分までの給与所得の源泉徴収票及び

給与支払報告書を提出しているが、これらに記載された社会保険料控除額については、3年分及び4年分は、妻の国民年金保険料と一致し、6年分は、事業主から提出された給与所得者の保険料控除申告書及び賃金台帳により、申立人の被保険者期間に対応した厚生年金保険料、雇用保険料、年末調整申告された国民健康保険料及び妻の国民年金保険料であることが推認でき、7年分は、事業主から提出された給与所得者の保険料控除申告書及び賃金台帳により、申立人の被保険者期間に対応した厚生年金保険料、雇用保険料及び年末調整申告された国民健康保険料であることが推認できることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、平成5年分については、妻の国民年金保険料額を少し上回る金額となっており、申立人が当時雇用保険に加入していることを踏まえると、厚生年金保険料の控除があったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月10日から23年8月10日まで  
私のA社の厚生年金保険の記録が11か月となっているが、2年以上勤務しており、少なくとも昭和23年8月10日まで勤務したはずであり、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には、少なくとも昭和23年8月10日まで勤務していたと主張しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、21年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22年8月10日に資格を喪失していることが確認でき、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番は無い。

また、A社は、昭和24年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に他界していることから、申立期間当時の勤務実態は不明である上、申立人が氏名を挙げた元同僚に聴取しても、申立期間当時の勤務の実態を確認することができず、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 10 月 1 日まで  
私は、平成 14 年 4 月 1 日にA社に入社し、現在も勤務しているが、15 年 10 月 1 日以前の厚生年金保険の記録が欠落しているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した在職証明書により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所が提出した申立人に係る平成 14 年分及び 15 年分の給与所得の源泉徴収票の写しにより、申立期間における社会保険料の控除を確認できない。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しており、申立期間のうち、平成 15 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当該事業所は、賃金台帳等の関係資料は保存期限経過のため廃棄しており、申立期間当時の勤務実態は不明である旨を回答しており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 20 日から 35 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間に、A社に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶している。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真、申立人の勤務内容に関する具体的な記憶及び複数の同僚の証言により、勤務期間は明らかでないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、申立人は、昭和 48 年に、経理を担当していた当時の社長夫人から、社会保険担当者が保険料を横領していたとして謝罪を受けた旨を供述しているが、当時の社長夫人及び社会保険担当者は、いずれも他界し、事実関係は不明である上、当該事業所は、申立期間当時の関係資料が無く、当時の関係者もいないため、当時の勤務実態は不明である旨を回答しており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月16日から34年7月29日まで  
私は、A社に在籍し、B（勤務先）において、C（職種）として、その後は、D（職種）として勤務し、昭和34年3月ごろに廃業した後も、しばらく残務整理をしていた記憶があるので、厚生年金保険の加入期間に欠落があるのは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言により、申立人が申立期間において、Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和34年7月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、その1年前の33年7月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者一人が最後の資格取得者となっており、申立期間に資格取得した者はいないことから、申立人の申立期間における被保険者資格を確認できない。

また、E（機関名）によると、A社は、昭和34年6月29日に廃業していることから、当時の関係資料は無く、当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 13 日から 48 年 6 月 22 日まで  
私の夫は、昭和 42 年 10 月から 48 年 6 月まで A 社に勤務したが、申立期間の年金記録がないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録により、A 社において昭和 42 年 10 月 1 日に資格取得し、43 年 7 月 12 日に離職していることが確認でき、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と符合する。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、平成 18 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主及び事業を承継した娘婿も他界し、申立期間当時の勤務実態は不明であり、複数の元同僚に聴取しても、申立人の勤務状況について証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。